

平成24年度

第1回久留米市地域公共交通会議議案等

《報告》

報告第1号 久留米市地域公共交通会議の設置について P 1

報告第2号 久留米市地域公共交通会議の副会長の選任について P 4

《協議》

協議第1号 久留米市地域公共交通会議運営要領の制定について P 5

《報告》

報告第3号 久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領の制定について P 9

報告第4号 今後の会議スケジュールについて P 11

報告第1号

久留米市地域公共交通会議の設置について

別紙設置要綱のとおり久留米市地域公共交通会議を設置したので報告する。

平成24年6月22日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 臼井 浩一

久留米市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた市民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 久留米市長またはその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者その他の一般旅客自動車運送事業者
- (3) 社団法人福岡県バス協会
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体
- (5) 市民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省九州運輸局福岡運輸支局長又はその指名する者
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (8) 道路管理者
- (9) 学識経験者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、交通会議が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(臨時委員)

第5条 特別な事項を協議・調整させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

- 2 臨時委員は、当該特別な事項に関する協議・調整が終了したときは、解任されるものとする。

(オブザーバー委員)

第6条 交通会議のオブザーバー委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 交通管理者

(2) 交通会議が必要と認める者

- 2 オブザーバーは、会長の要請に応じて交通会議に出席し、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第7条 交通会議に会長、副会長各1名を置く。

- 2 会長は、第3条第1号に規定する委員をもって充てる。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は、委員の中から会長が指名する。
- 5 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(交通会議の運営)

第8条 交通会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 交通会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 交通会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 交通会議は原則として公開とする。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
- 6 交通会議の庶務は、久留米市都市建設部都市デザイン課において処理する。
- 7 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、久留米市都市建設部都市デザイン課に、連絡・通報窓口を定めるものとする。

(協議結果の取扱い)

第9条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第10条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会をおく。

- 2 幹事会の設置及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

報告第2号

久留米市地域公共交通会議の副会長の選任について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第7条第4項の規定に基づき、次のとおり選任したので報告する。

- 1 副会長
福岡大学工学部教授 辰巳 浩

平成24年6月22日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 臼井 浩一

協議第 1 号

久留米市地域公共交通会議運営要領の制定について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第 1 1 条の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議運営要領を別紙のとおり定めることについて、承認を求める。

平成 2 4 年 6 月 2 2 日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 臼 井 浩 一

久留米市地域公共交通会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成24年5月1日施行。以下「要綱」という。）第11条の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議開催の周知)

第2条 会議開催の周知は、久留米市附属機関等の会議の公開に関する要綱（平成14年2月27日久留米市庁達第2号）第3条に準じて、必要な事項を公表するものとする。

(会議の傍聴の手続き)

第3条 会議が公開される場合において会議を傍聴しようとする者は、公表された受付場所に備える傍聴者受付簿（別記様式）に必要な事項を記載しなければならない。

- 2 傍聴の受付は、会議開催時刻の30分前から開催時刻の5分前までに行うものとする。
- 3 前項の規定による傍聴者の受付は、会議の当日、会議場において先着順で行い、定員は10人を限度とする。ただし、報道関係者の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。

(意見陳述)

第4条 会議における意見陳述は、これを認めない。ただし、会長が交通会議に諮って認めた者については、この限りではない。

- 2 意見陳述を認められた者は、会長の指示に従って意見陳述を行い、意見陳述後は速やかに退出しなければならない。

(会議の傍聴の禁止)

第5条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- 一 銃器その他危険物を持っている者
- 二 酒気を帯びていると認められる者
- 三 旗、のぼり、ビラ、プラカードの類を持っている者
- 四 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を持っている者
- 五 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

(傍聴者の守るべき事項)

第6条 傍聴者は、会議場においては次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 会議における発言に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しな

いこと。

- 二 談論、放歌、高笑その他騒がしい行為をしないこと。
- 三 飲酒又は喫煙をしないこと。
- 四 会長の許可を得ないで撮影、録音等をしないこと。
- 五 その他会議場の秩序を乱し、又は会議の支障となる行為をしないこと。

(傍聴者の退場等)

第7条 会長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

2 傍聴者は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(傍聴者への資料の配布及び回収)

第8条 傍聴者には、会議次第及び議案内容に関する資料を配布し、会議終了後、速やかに回収する。

(議事録)

第9条 交通会議については、議事録を作成するものとする。

2 前項の議事録には、会長又は会長の指名する者が署名するものとする。

(公印)

第10条 公印は、次のとおりとする。

| 名 称 | 形 状 | 寸 法 | 管 守 者 | 個 数 |
|------------------|-----|------------------|-------------------|-----|
| 久留米市地域公共交通会議会長之印 | 正方形 | 1 辺 25 ミリメートル | 都市建設部 都市デザイン課長 | 1 |

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成24年 月 日から施行する。

報告第3号

久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領の制定について

久留米市地域公共交通会議設置要綱第10条第2項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領を別紙のとおり定めたので報告する。

平成24年6月22日提出

久留米市地域公共交通会議
会長 臼井 浩一

久留米市地域公共交通会議幹事会設置要領

(趣旨)

第1条 この要領は、久留米市地域公共交通会議設置要綱（平成24年5月1日施行。以下「要綱」という。）第10条第2項の規定に基づき、久留米市地域公共交通会議幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、久留米市地域公共交通会議会長（以下「会長」という。）の指示を受け、次に掲げる事項を協議・調整するものとする。

(1) 久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）に提案され、協議・調整を行った地域の需要に即した乗合運送サービス事業のうち、軽微な事業計画の変更その他必要と認められる措置の変更

(組織)

第3条 幹事会の委員は、要綱第3条第2号、第3号及び第4号並びに第5条に規定する者又はこれらの者が指定するもののうちから交通会議の会長が指名し、構成する。

2 幹事会の代表は、久留米市都市建設部都市デザイン課長をもって充てる。

3 幹事会は、幹事会の代表が必要と認めた場合、第1項に定める者以外の出席を求めることができる。この場合の出席者の取扱いについては、要綱第5条に規定する臨時委員の規定を準用する。

4 幹事会は第2条第1号に定める事項については、幹事会での協議・調整結果をもって、交通会議の協議・調整結果とすることができる。

5 幹事会の代表は、幹事会の内容を交通会議に報告するものとする。

(会議)

第4条 幹事会は、幹事会の代表が必要に応じて招集し、会議の議長となる。

(庶務)

第5条 幹事会の庶務は、久留米市都市建設部都市デザイン課において処理する。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、幹事会の代表が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。

今後の会議スケジュールについて

1. 久留米市地域公共交通会議の協議内容

久留米市においても、自動車に依存したライフスタイル等により公共交通の利用者減少が続くなど、公共交通を取り巻く環境は非常に厳しい状況が続いています。その一方で、高齢社会到来に伴うモビリティ確保の重要性は増しており、公共交通空白地域対策などを始めとして、既存の路線バスサービスだけでは対応が困難な状況となっています。

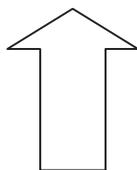
このような状況を踏まえ、久留米市では各地域を対象とした新たな生活支援交通の導入を行うため、久留米市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置しました。この交通会議では、地域の皆様と久留米市が一緒に検討した『生活支援交通の運行計画案』について、協議を行っていただくことを予定しております。

【生活支援交通の導入検討プロセス】

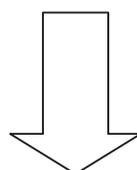
久留米市地域公共交通会議

- ・市の提案を受け、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等であるか協議を行い、生活支援交通の確保に寄与する

提案



合意



地域の皆様及び久留米市

- ・地域と市と一緒に、当該地域における生活支援交通の導入を検討し、その結果を地域公共交通会議へ提案する

なお、平成24年度の交通会議では、本年度中の城島地域におけるデマンド乗合タクシーの試験運行に必要な計画協議を行います。

2. 平成24年度の会議スケジュール

城島地域のデマンド乗合タクシーの試験運行に関する協議を進めるにあたっては、平成24年度に交通会議の開催を3回予定しており、以下に示す会議フローによる進行を計画しています。

平成24年度の会議フロー

